

さいたま市告示第1906号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年12月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 浦和パルコ

所 在 地 さいたま市浦和区東高砂町11番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

代 表 者 支配人 岡本 泰典

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

位 置	荷さばき可能時間帯
店舗荷さばき場	午前4時00分から午後11時00分

(変更後)

位 置	荷さばき可能時間帯
店舗荷さばき場	午前4時00分から午前0時00分

(4) 変更の年月日

令和5年12月8日

(5) 変更する理由

荷さばき施設運用方法変更のため

2 届出年月日

令和5年12月7日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年12月21日から令和6年4月22日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年12月21日から令和6年4月22日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944